

（趣旨）

第1条 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金（以下「交付金」という。）は、朝倉駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）の計画対象地区内にホテル等の宿泊施設を誘致するため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（以下「旅館・ホテル営業」という。）の用に供する施設の運営等に要する経費に対し、予算の範囲内において本事業のホテル等所有者及びホテル等事業者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除くものをいう。
- (2) ホテル等所有者 本事業の計画対象地区で市と事業用定期借地権設定契約を締結し、ホテル等を所有するものをいう。
- (3) ホテル等事業者 本事業の計画対象地区内に新設したホテル等において旅館・ホテル営業を営み、又は営もうとする法人又は個人（第三者に営ませ、又は営ませようとする法人又は個人を含む。）で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないものをいう。
- (4) 固定資産税等 知多市税条例（昭和45年知多市条例第49号）及び知多市都市計画税条例（昭和45年知多市条例第50号）の規定により、市が建物及び償却資産の所有者に課す固定資産税及び都市計画税をいう。
- (5) 下水道使用料 知多市下水道条例（昭和48年知多市条例第3号）の規定に

より、市が使用者から徴収する使用料をいう。

(交付の対象)

第3条 市長は、朝倉駅周辺にホテル等を誘致するため、本事業の計画対象地区内に新設したホテル等のホテル等所有者又はホテル等事業者のうち、市長の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対して、次に掲げる交付金を交付する。

(1) ホテル等新設交付金

(2) ホテル等事業運営交付金

(交付金の額等)

第4条 前条各号に定める交付金の額、交付の期間等は、別表のとおりとする。

(指定の申請等)

第5条 第3条の指定を受けようとするホテル等所有者又はホテル等事業者は、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付対象指定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ホテル等新設交付金に係る指定申請

ア ホテル等所有者の概要書

イ ホテル等所有者の法人登記事項証明書又は住民票抄本

ウ 定款又は規約（個人の場合を除く。）

エ ホテル等の見取図、施設配置図及び施設平面図

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) ホテル等事業運営交付金に係る指定申請

ア ホテル等事業者の概要書

イ ホテル等事業者の法人登記事項証明書又は住民票抄本

ウ 定款又は規約（個人の場合を除く。）

エ 指定を受けようとするホテル等事業者がホテル等新設交付金の指定事業者と異なる場合にあつては、当該指定を受けた者との当該ホテル等の運営に係る契約関係を証する書類

オ 下水道使用料を負担する者を証する書類

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該ホテル等の事業開始日の60日前までに行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付対象事業者として指定し、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付対象指定可否決定通知書（第2号様式。以下「指定可否決定通知書」という。）により、当該ホテル等所有者及びホテル等事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする指定事業者は、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ホテル等新設交付金に係る交付申請

ア 市税の完納を証する書類

イ 固定資産税及び都市計画税課税の額を証する書類

(2) ホテル等事業運営交付金に係る交付申請

ア 市税の完納を証する書類

イ 交付金の交付年度における各年度の下水道使用料の完納を証する書類

ウ 下水道使用料の額を証する書類

2 前項の規定による申請は、別表に規定する交付金の交付の期間における各年度の3月末までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、提出期限を延長することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定事業者に対して、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金の交付又は不交付を決定し、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない

い。

(額の決定等)

第9条 交付金の額の確定は、交付の決定により行ったものとみなし、その確定通知は、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付（不交付）決定通知書により行ったものとみなす。

(交付)

第10条 交付金は、額の確定後に交付する。

2 交付金の交付決定を受けた指定事業者は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出)

第11条 指定事業者（指定の申請をしている者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式により、市長に届け出なければならない。

(1) 第5条第1項の規定により申請した内容に変更があったとき 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金指定申請書記載事項変更届（第6号様式）及び変更の内容を証する書類

(2) 新設したホテル等が、その全部又は一部の運営を休止し、又は廃止したとき 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金運営休止（廃止）届（第7号様式）

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 交付金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(権利の承継)

第13条 指定事業者に相続、譲渡、合併その他の事由により変更が生じたときは、当該ホテル等に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受け、当該指定事業者の権利を承継することができる。

2 前項の規定により指定事業者の権利を承継しようとする者は、速やかに知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金指定承継申請書（第8号様式）に次の書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定可否決定通知書
- (2) 承継の事実を証する書類
- (3) 承継人に関する書類（企業概要等、登記事項証明書（法人）又はホテル所有者又はホテル等事業者の住民票の写し、定款又はこれに準ずるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、指定事業者の権利の承継の可否を決定したときは、知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金指定承継承認（不承認）通知書（第9号様式）により通知するものとする。  
（指定の取消し等）

第14条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは変更し、交付金の交付を停止し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金の交付を受けたホテル等の全部又は一部の運営を休止し、又は廃止していると認められるとき。
- (2) 交付期間内において市税又は水道料金及び下水道使用料を滞納したとき。
- (3) 固定資産税等及び下水道使用料の額に変更が生じたことにより、当該変更後の固定資産税等及び下水道使用料の額を基に算定した交付金の額を超えて交付金の交付を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定又は交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定又は交付を行うことが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による措置を行うときは、次の各号に掲げる措置に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 指定を取り消し、又は変更したとき 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付対象指定取消（変更）通知書（第10号様式）

(2) 交付金の全部又は一部の交付を停止したとき 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金交付停止通知書（第 1 1 号様式）

(3) 交付金の全部又は一部を返還させることを決定したとき 知多市朝倉駅周辺整備事業ホテル等誘致交付金返還命令書（第 1 2 号様式）

3 前項第 3 号の規定による返還の命令を受けた者は、市長が定める返還期限までに交付金を返還し、かつ、交付金の交付を受けた日から返還する交付金の納付の日までの日数に応じた加算金を市に納付しなければならない。

4 前項に規定する交付金及び加算金を納期の日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を市に納付しなければならない。

5 前 2 項に規定する加算金及び延滞金については、規則第 2 1 条の規定を準用する。

（報告及び検査）

第 1 5 条 市長は、この要綱に基づく交付金の交付に必要があると認めるときは、指定事業者に対して、報告を求め、又はホテル等を検査することができる。

（委任）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

| 交付金の種類      | 対象施設                 | 交付金の額                       | 交付の期間                        |
|-------------|----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ホテル等新設交付金   | 計画対象地区内で整備・運営されるホテル等 | 対象施設に係る各年度の固定資産税等に相当する額     | 建物の課税初年度から10年間               |
| ホテル等事業運営交付金 | 計画対象地区内で整備・運営されるホテル等 | 対象施設に係る各年度の下水道使用料の合計額に相当する額 | ホテル等の事業を開始した日の属する月から起算して120月 |